

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	決算特別委員会 総務文教分科会			会議場所 第3委員会室
				担当職員 山内
日 時	平成30年9月25日(火)		開 議	午前10時00分
			閉 議	午後 4時14分
出席委員	◎奥野 ○三上 田中 竹田 小松 福井			
執行機関出席者	田中生涯学習部長、中川人権啓発課長、三宅人権福祉センター館長、藤本人権啓発課啓発振興係長、河原総務部長、森川自治防災課長、石田総務課長、牧野自治防災課副課長、名倉総務課総務係長、山本教育部長、和田教育部次長、土岐学校教育課長、平田学校給食センター所長、谷口学校教育課副課長、岩崎学校教育課指導係長、俣野社学校教育課主幹、中川教育研究所副所長、野澤図書館主幹、八木文化資料館主幹			
事務局	片岡事務局長、山内事務局次長			
傍聴	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	市民 1名	報道関係者 0名	議員 6名(湊議長、山本、木曾、平本、小川、酒井)

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

2 事務局日程説明

10:03

3 議案審査 ～事務事業評価～

(1) 文化センター運営経費

(生涯学習部 入室)

10:03～

【生涯学習部】

生涯学習部長 あいさつ

人権啓発課長 説明

10:10

《質疑》

<福井委員>

成果のところで、5万1420人が使用されたということであったが、全体の利用者について、前年度までとの比較を教えてください。

<人権啓発課長>

全体の利用者数の実績だが、平成29年度は5万1420人、平成28年度は5万4291人、平成27年度は6万601人、平成26年度は3万3450人、ちなみにこの年度については、東部文化センター改修のため利用者数が少なくなっている。

<福井委員>

平成29年度は、平成27・28年度より少なかったのか。

<人権啓発課長>

平成29年度は保津文化センターの大規模改修を実施した関係で、人数が少なくなっている。

<福井委員>

しかし、保津文化センターの分は、保津ヶ丘文化センターへ行かれていますのではないのか。

<人権啓発課長>

保津ヶ丘文化センターに多少は利用者数が流れていることも考えられるが、全てがそちらにスライドしているわけではないので、若干使えなかった方もおられると思う。

<福井委員>

財源のところに書いてあるが、文化センター使用料が190万4360円で、いわゆるミルキーウェイの分が24万8000円、東部文化センターが135万円である。入館者数から考えたら、大体、人権福祉センターの分が東部文化センターの4割から4割5分として、単純に135万円の半分弱だとしたら、50万円から60万円ほどなければならないと思うが、なぜこんなに低いのか。

<人権啓発課長>

利用者数から説明させていただくと、人権福祉センター利用者数が1万2501人で、その内訳は、サークル団体、これは有料で使っていただく方であるが、381人である。また、センター事業として利用されているのが3270人。それから、地元各種団体とその他団体、地元の区なり、それからPTA等の教育関係、それと地元のNPOも含んでいるが、それが7993人。ちなみに、地元のNPOが2427人となっている。あとは、健康器具等を使いに来られる個人の利用者が857人で、合計で1万2501人となっている。

一方、東部文化センターの利用者数は2万8188人で、内訳はサークル団体が1万7258人、センター事業が1598人、地元各種団体とその他団体が2541人。個人利用は6791人となっている。以上が、それぞれの館の利用状況である。

次に、使用料の内訳だが、人権福祉センターについては、使用料はサークル団体が主に納めていただいております、その他、地元団体、各種団体等は、基本的には10割の減免、個人利用についても、無料となっている。

人権福祉センターの使用料24万8170円の内訳については、サークル団体が5万9640円、地元のNPOが18万8530円である。

東部文化センターの使用料については、135万880円となっているが、全てがサークル団体からの使用料となっている。

<福井委員>

文化センターができた当時に、外部団体というか、普通の市民団体が使わせてほしいという申し入れをされたが、なかなか使わせてもらえなかったということがあり、どういうことなのかという話をしたことがある。その後は使わせてもらったみたいだが、もちろん予約が入っていたら使えないのだが、今は順調に使えているのか。

<人権啓発課長>

平成14年度、同和対策特別事業の失効時期以降については、隣保館の位置づけも少し変わり、隣保館機能を持って福祉の向上、また人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして業務を行っている。従って、それ以降、使用料等も設定し、一般的な貸し出し等も行っているので、重複、また既に申し込みが入っていない限りは、基本的には使用いただける施設となっている。

<福井委員>

サークルとか地元のNPOとかがあるが、やはり早い者順となっているのか。

<人権啓発課長>

申し込みについては、3カ月前から受け付けをしており、1年間通して使用されているサークルが結構多いかと思うが、基本的には早く申し込みいただいたところが使っていただくという形になっている。

<田中委員>

嘱託職員2名となっているが、どこの館に配置をされているのか。

<人権啓発課長>

嘱託職員については2名分で、東部文化センターと保津文化センターに配置され、それぞれこの文化センター運営経費から、職員の人件費を支出している。ちなみに、嘱託職員は全部で6人であり、全て文化センターと児童館を兼務している。残りの4人については、児童館運営経費から支出している。

<田中委員>

今、2名ということの説明いただいたが、主な業務内容というのか、仕事の中身について説明を願う。

<人権啓発課長>

業務については、館の清掃作業、また敷地内の清掃作業を中心に行っていたり、その他、事務的なものも一部補助の形でしていただいている。

<田中委員>

次に、歳入で、周辺地域巡回事業補助金というのが入っているが、それぞれの館でこのような巡回事業というのをされているのか。

<人権啓発課長>

歳入については3つの補助金ということで、いずれも市が行う文化センター運営等事業に伴う補助である。周辺地域巡回事業については、周辺地域住民に対して、啓発講演会の開催等を実施する事業である。1館当たり補助基準額を17万6千円として、事業の内容により、それぞれ支出されており、19万7千円を受け入れている。そういう形で、講演会等を実施していることに対する補助である。

<田中委員>

それぞれの館でやっておられるということだが、具体的にどのような内容でされたのか。

<人権啓発課長>

各館の実績だが、まず、人権福祉センターについては、随時、講演会等を行ったということで、年間50回、金額にして17万6千円の上限についての4分の3を補助金としていただいている。また、東部文化センター、保津文化センター、保津ヶ丘文化センターについても、回数は少ないが、こちらのほうは随時開催ではなく、東部文化センターで3カ月程度の間で、3回程度実施し、補助基準額の17万6千円の12分の3の4分の3を補助金として受け入れて

いる。

保津文化センターについては、2カ月程度の実施で、補助基本額の2カ月分、12分の2の4分の3補助となっている。

保津ヶ丘文化センターについては1カ月程度の実施で、補助基準額の1カ月分、12分の1の4分の3補助であり、合計で19万7千円を受け入れている。

<田中委員>

そうすると補助金の名称は巡回だが、実際には巡回せずに、それぞれの館に住民の人が来ていただいているということになるのか。

<人権啓発課長>

そのとおりである。

実際のところは、会場はセンターでということになっている。

<田中委員>

補助金の名称と実態がどうなのかという問題があるように思う。

人権福祉センターで50回されたということであり、参加人数は何人か。

<人権啓発課長>

参加の人数については、2千人で報告している。

<田中委員>

相談事業をされており、補助金も相談事業充実補助金というのが入っているが、この相談員というのはどこの館に何名配置されているのか。また、相談員の委嘱というのか、任命する基準というのはどうか。

<人権啓発課長>

相談事業充実補助金については、1館の補助基準額75万2千円を上限として、全体で126万9千円を受け入れている。これについては、館で行う基本事業として、相談事業を行っているが、主な相談が生活相談、健康相談、教育相談、育児相談、就労相談、福祉相談等であり、これらの館が行う事業に対する補助となっている。あと、事業とは別に、財源としては間接的に回っているのかもしれないが、人権福祉センターのほうで2名、相談業務をしていただくというようなことで、相談員として19万円を支出している。

<田中委員>

その相談員が2名おられるということだが、その選定基準というのか、お願いする基準はどういうものなのか。

<人権啓発課長>

人権福祉センターで相談業務をお世話になっている方については、NPOの理事長と地元民生委員の2名である。

選定基準ということでは、基本的には地域の実情等を十分に承知いただいております方で、相談が可能というか、対応が可能な方にお世話になっている。

<田中委員>

次に、一番大事な点だが、平成29年度の決算審査であるので、平成28年、29年等、議会でも人権福祉センターの問題が取り上げたのは覚えておられると思うが、議会での一般質問等で指摘をされた内容をどのように把握されているのか、それをまずお聞きする。

<人権啓発課長>

まず、9月議会では、職員の健康状況等を含めた質問と、NPOが1部屋使っておられるというような趣旨の指摘であったかと思っている。

そのときに市長からも答弁があったが、4月に一定人事異動等を行ったことで職員体制も変わり、その後については、特に問題はなく、館職員として熱意を持って業務に当たってもらっているというふうに思っている。

それから、NPOが部屋を使っておられるということの関係だが、人権福祉センターについては、隣保館機能を持っており、福祉の向上、人権啓発の住民交流の拠点となるコミュニティセンターであるとともに、一般的な貸し館だけではなく、過去の経過から、天川区の公民館としての役割も果たしている。従って、事務室横の地域活動室等については、地元の方も自由に使ってもらっているというようなことで、この部分については貸し館としての使用料設定は行っていない。

鍵の管理については、昨年12月に、当然、文化センターは市の施設でもあるので、センターのほうで一元して管理を行い、必要なときには開け閉めをするというようなことで、統一したところである。

<田中委員>

議会で指摘をされたNPOとの部屋の関係等は、全て平成29年度中に改善され、問題がなくなったということによいか。

<人権啓発課長>

今年度、6月、5月時分であったかと思うが、一部、地元NPOの物品がセンターに置かれているというような指摘も受けた。その際に、NPOとも話をさせていただき、その物品等については、自主的な形で整理整頓なりを行っていただいているところである。

<田中委員>

その整理整頓というのが、センターからどこかへ行ったのか。それともセンターの中で整理整頓されて置かれているのか。どちらになるのか。

<人権啓発課長>

一部、長年、センターで保管していた書類・物品等も含めて、廃棄処分なり整理を行った。

地元のNPOについても、整理なり廃棄処分もされて、また持ち帰られた部分があったかと思う。

<田中委員>

私はそのことを評価したり、中身をあれこれ言うのではなく、また、NPOの書類が最終的にどこまで確認されたのかもわからないが、書類があること自体は、どのように考えておられるのか。

<人権啓発課長>

地元地域活動室の隣に作業スペース等があり、そちらに地元の書類を一部保管している部分がある。従って、そちらに、一部、NPOの書類も預かって置かれているという部分があるが、地元NPO団体との連携ということは、一定、あり方検討の考え方でもある。

<田中委員>

残っている書類があるかどうかを聞いているのではなく、あることが適切なかどうか、市としてどういう考えなのかということを知りたい。

<人権啓発課長>

ちょっと難しい部分もあるが、そのあたりは今後、NPOと協議・検討を行いながら、また、より適切な形で管理をしていきたいと思っている。

<田中委員>

これから、NPOと協議をするということだが、協議するにしても亀岡市としての判断基準がなければ協議のしようがないと思うので、それを早急に作って、それによって協議をしていくということが必要ではないかと思うが、どうか。

<生涯学習部長>

書類が若干あるということだが、今後においては、NPOと市、センターで一緒にする事業であったり、どうしても書類が必要な分であれば、ある程度仕方ないものかと思うが、あくまでNPOが単体で抱えられて、NPOの個人的な荷物としては、やはりそれは適切な管理で持ち帰りいただくか、事務所の所在地で保管していただくという形が一番理想と思っている。

<三上副委員長>

今の件で、最初に田中委員から、一般質問の中でいろいろと指摘があり、そのことについて市としてどのように把握しているのかということの質問があったが、対処ということだけでなく、例えばそういう状態がいつからあったのかとか、職員の健康を害するような問題との関係だとか、それがいつからそのような状態だったのかとか、それに対して、どの点が適正でないというふうに認識しているのかといったようなことを、もう少し経緯を追って、平成29年度のことだが、それまでから脈々と続いているものであれば、それはそれでちょっと経過を教えていただきたいと思う。

<人権啓発課長>

経過としては、昨年度、9月議会で質問があったが、職員の健康状況については、平成28年度の間で、特にそういう形の事象が発生したというようなことである。

<三上副委員長>

その問題と部屋の占拠の関係も含めた全体把握について説明願う。

<人権啓発課長>

文化センター、児童館の職員については、地域に密着して、同和問題はもとより、さまざまな人権問題の解決に取り組む、最先端で仕事をしている。そういった形で、地元団体、NPOも含めて、さまざまな連携の中で、課題解決に向けて取り組んでいるが、残念ながら、体調を崩す職員があったということで、本庁においても精神面で弱る健康状態の職員もいるかと思うが、今後とも日常的に館長を通してなり、こちらの方からもそういった配慮をしていきたいと思っている。NPOの利用の関係については、平成24年度に人権福祉センターが建設をされたが、それ以前の天川文化センターの時代から、地元NPO活動を実施されている。人権福祉センターが建設されて、その機会に活動を始められたわけでもないが、昨今のそういうような指摘等もいただいているので、時代の変化とともに、そういったことは協議をしながら見直していきたいと考えている。

<三上副委員長>

つまり、平成24年度開設当時からずっと一室を占拠する状態が続いていたというふうに、市としては認識しているということでしょうか。

<人権啓発課長>

平成24年度開設当時から、状況はそういう形であったと思う。

<三上副委員長>

過去の経緯があるというのは、いろいろあるんだろうと思うが、天川公民館としての役割も以前はあったということで、地元の人が自由に使用可能で、利用料はとらないということは納得できるが、そのことと、一部の団体が一室をずっと使うというのは、全く違う性質の問題だということは、認識されているのか。

<人権啓発課長>

そのように認識をしている。

<三上副委員長>

それでは、我々が見に行かせてもらっても、適正な状態にしておいていただくということは、大事なことだと思うのでよろしく願う。（要望）

(質疑終了)

《個人評価》

【個人評価結果】

〔必要性〕	○0人	△5人	×0人
〔妥当性〕	○3人	△2人	×0人
〔効率性〕	○0人	△5人	×0人
〔費用対効果〕	○3人	△2人	×0人
〔成果〕	○0人	△5人	×0人

《委員間討議》

〔必要性〕

<福井委員>

私は「△」の評価をさせていただいているが、事業自体の必要性について、大きな捉え方として、今後どうであるのかということ考えたときに、必ずしも「○」とは言えないなという判断で、「△」としている。

<田中委員>

私はこの項目だけでなしに、5つの項目すべてを「△」にしたが、一緒に申し上げる。

ここで言うことではないが、5つの項目での評価は難しいところがあって、このことは今後、議会で検討したらいいのではないかと考えている。

幾つか質問して答えもいただいたが、やはり平成29年度以前からいろいろな問題があるということであり、そのことを指摘されて、平成29年度には大分改善されたということはわかった。その中で地域と密着してという話もあったが、密着はよいが言いなりはだめであるということだけ言っておく。それが「△」の理由である。

〔妥当性〕

<福井委員>

将来的には、事業の必要性がなくなってくるということで「△」にしたが、今実施するのであれば、当然、公的関与がないとできないので、この事業は「○」である。

<三上副委員長>

今のところで、私は「△」にしたが、それは市が関与しなくていいということ

ではなく、もっと積極的に適切に関与してほしいという意味である。

〔効率性〕〔費用対効果〕

<福井委員>

事業の手法が適切で効率的かどうかということについて、決算から話をするが、東部文化センターの使用料収入と、人権福祉センターの使用料収入が余りにも違い過ぎる。これはなぜかといえば、多分、答弁されたような地域性であったり、もちろん建っている場所が違うので、その物の使い方というのは、当然、あると思うが、そここのところをある程度そろえていく必要はあると考える。そういう意味で、効率的に適切かと言われると、「△」をつけざるを得ないということで、「△」とした。

費用対効果については「○」にしているが、コストに対して、補助金と単費を出した部分を比べたら、ほとんど差がないので、これは費用対効果が高いと思っている。しかし、適切かと言われると、ちょっとそここのところが、決算からもひっかかったということで、「△」である。

<小松委員>

今の福井委員の意見とほとんど一緒である。

確かに地域性というのはあると思うが、やはり利用する者にとって、もう少し考える余地があるということで、一応、「△」にした。

〔成果〕

<小松委員>

人権福祉センターの件で、先ほどいろいろな質問があったが、まだ、半ば、途中だという感じがする。そういう中で、努力はされているが、十分な成果が表れていないといったところの評価で、「△」にした。

《分科会評価》

<田中委員>

私は、「見直しの上継続」である。

先ほどから質問の中とか、個人評価のところでも申し上げた内容であるが、やはりきっちりと市が再度主体性を持って、対応していただきたいということである。指摘された内容については見直しが必要だということで、この3番にした。

<竹田委員>

私も3番「見直しの上継続」ということである。

理事者の答弁等の中にもあったが、やはり言いにくい部分も若干あるのかなという感じは受けた。今後、協議という言葉が出ていたが、やはり協議だけでなしに、市としてはしっかりとした姿勢を持った中での協議ということが大事かと思うので、3番にした。

<福井委員>

理由はもう述べさせていただいており、私が言ったような使用料が高い安いで、この答えが出ているとは思わないが、そういう意味では、「見直しの上継続」ということである。

<小松委員>

同じく3番の「見直しの上継続」である。

市の基準をしっかりと持って対応していかなければならないと思うので、そういったところの見直しも図っていただきたいということで、3番にした。

<三上副委員長>

私も3番の「見直しの上継続」とさせていただく。

人が人として社会で暮らしていく以上、人権問題というのは、いろいろなものが起きてくるし、人間の尊厳にかかわることでもあるので、そこにかかわる職員の皆さんも、いろいろと気を使いながらされている部分もあると思う。そのことに敬意を表しつつ、文化センターの運営経費という点で言えば、センターの目的というのは、しっかりしたものがあるので、その目的の遂行ということで、継続していただきながら、出されているような点については、いろいろと改善をさせていただいていると思っている。過去には市役所の中に他の団体があったような時代もあったが、やはり法令遵守で、公平性と市民への説明責任が果たせるようにしていただくことを要望し、「見直しの上継続」ということにさせていただく。

<奥野委員長>

各委員の評価は5人とも「見直しの上継続」ということであり、分科会の評価としては「見直しの上継続」とさせていただく。

— 全員了 —

《理事者意見》

<生涯学習部長>

貴重な意見を賜った。

今、各委員からあったように、やはり地域性はいろいろあるが、市内の公の施設ということで、市としてやはり毅然とした態度で、文化センターの運営に努めたいと思っている。

文化センターのあり方研の報告の中には、やはり人権同和問題の解決ということを基軸に、開かれたセンターということが謳われている。長い間、いろんな法律でこういった対策をとってきたが、依然、まだそういう差別事象が残るということで、平成28年12月26日に部落差別解消法が施行された。そういった意味でも、今後、相談・啓発・教育ということが、やはり自治体の役目として謳われている。今、国の指針が詳しくは示されていないが、今後、センターもそういった拠点となってこようかと思うので、引き続き、我々としては、適正な管理運営に努めたいと思うので、よろしく願います。

<奥野委員長>

評価結果の附帯意見について、確認させていただく。

<福井委員>

現在、文化センターは5館だが、最終的には3館にしていくということであり、地域性も当然あるし、経過もあるが、要は法令を遵守して、運営に関しては、ある意味、ここだけ特別扱いというのはだめだと思う。そこをしっかりと踏まえた上で管理運営をしていただきたい。

<三上副委員長>

私は最後に、福井委員が言われたのと同様のことを言わせてもらった。それが全てであり、意見ということで捉えていただきたい。

<田中委員>

私もそれでいいと思うが、ただ、先ほど部長がまとめた最後の部分については異論があるので、改めて議論をしたい。

<奥野委員長>

各文化センターの管理運営にあたっては、地域性もあるが特別扱いということではなく、今後も適正な管理運営に努めていただくということで、まとめさせていただきます。

11:03

(生涯学習部 退室)

(2) 災害対策経費

(総務部 入室)

11:05

【総務部】

総務部長 あいさつ

自治防災課長 説明

11:16

《質疑》

<小松委員>

この度の災害では、自治防災課を中心にお世話になり、大変な苦勞があったことと思う。自治会においては、各町要員の皆さんをはじめ、避難の確保について、大変ご苦勞いただいたところであり、まずそのことに対して感謝を申し上げます。

近年、特に今年は地震、大雨、台風により、多くの災害が発生したが、このような災害は、来年度以降もなくなるということはあるまいと思う。まして南海トラフ地震もどんどん近づいてくるので、そういったところを踏まえて、質問に入らせていただく。

まず、備蓄状況についてだが、いろいろ資料をいただき、また蕨田野町の備蓄倉庫も視察に行かせていただいた。現在、市役所の地下と蕨田野町の倉庫、2カ所で備蓄しているということである。他市では、この間の東日本大震災での経験として、防災の備蓄場所を1カ所なり数カ所にまとめるのは、実際の運用としてかなり難しいということで、備蓄場所を増やしているという状況にあるが、この2カ所だけで備蓄していることについての見解を聞かせていただきたい。

<自治防災課長>

備蓄倉庫については、各町の自主防災会を中心に、現在、23の分散配置をさせていただいております、そこに食糧、ブルーシート、土のう袋等を配備している。

<小松委員>

小学校等の避難所に備蓄はあるのか。

<自治防災課長>

例えば、大井町であれば、大井小学校に防災倉庫を置かせていただいている。

23の内、全部が自治会ではなしに、学校に置いたりもしているが、基本的には自主防災会が一番活動しやすいところに、防災倉庫を置いている。

<小松委員>

1万9千人を対象ということであったが、自治会の倉庫にはとても入り切らないと思うし、やはり大きな災害になったら、小学校のような大きな避難所に食糧なんかも含めて、備蓄は必要だと思うが、どうか。

<自治防災課長>

確かに、1万9千人分は稗田野町の備蓄倉庫だけでは難しいかもしれない。今後、増やしていけるようであれば、備蓄倉庫は計画的に増やしていきたい。

<小松委員>

今、備蓄については、府市共同備蓄ということで進められている途中だと思うが、この府市共同備蓄でなくて、亀岡独自で備蓄を進めて、不足している物は平成29年度で何かあったか。

<自治防災課長>

平成29年度は、ブルーシートがなかったということで、議会でも指摘いただき、別にお買わせていただいた。また、平成30年度についても、ブルーシート及び段ボールベッド等を備蓄品として買わせていただいている。食糧については、府との共同備蓄をさせていただいているが、それ以外に必要なものについては、随時、拡充をしていきたいと考えている。

<小松委員>

備蓄場所の分散と合わせて、今年は各自主防災会に投光器を配備されたが、このような装備・資機材については、平成29年度の決算においては、それで足りたということでしょうか。

<自治防災課長>

今回の災害では、避難所が長期に渡ったこと等で、各自主防災会には大変お世話になったところであり、今後も資機材等の充実は十分図っていきたいと考えている。

<小松委員>

次に、防災無線についてだが、自治会や小学校等と、実際に災害が起こった場合を想定したやりとりについて、訓練はされていたのか。

<自治防災課長>

無線については、年に3回ほどは、学校を通じて訓練をさせていただいている。また、一つの例として、防災訓練においても無線の訓練をしている。Jアラートについても、共同で避難訓練等もさせていただいている学校もある。

<小松委員>

自主防災無線のやりとりについてだが、ある自治会では、訓練があったかどうか分からない状況で、実際に使用することになった場合のやりとりの方法、マニュアルがわかりにくいというような話が出ていた。平成29年度において、学校とのやりとりで年に数回訓練をされたということだが、自治会とのやりとりに対しては、市としてはマニュアルも渡しているのもので十分だと考えているのか。

<自治防災課長>

決して十分とは考えていない。職員についても、各町要員として各自治会には配置をさせていただいているが、

何分、毎年人が代わったりすることもあるので、各町要員に対して十分研修をさせていただきたいと考えている。

繰り返しになるが、消防団については、常時この無線を使っていただいで訓練というか、本番という形になっている。

<竹田委員>

備蓄の考え方として、全部が避難したら到底足りないわけであり、先進地では当面の備蓄はせず、市民の皆さんには日常生活の中で、そういう備えをしていただき、それを持って避難場所へ行っていただく。2日なりが過ぎて、3日目ぐらいから行政がそこに取り組むというような考え方があるが、今、亀岡市の場合は、一定、避難された方の備蓄を用意するという考え方でよかったか。

<自治防災課長>

短期間であれば、今、委員が指摘いただいたとおり、備蓄品、飲み物等については持参いただくようお願いしたい。また、できることなら、当面、1食分・2食分ぐらいは持参していただきたいというようなことも、今後、広報の中では話をしていきたいと考えている。今回、避難所が長期となり、ずっと市の備蓄の乾パンであったり、アルファ米ということになると、もう食べられないということになる。その辺については、災害協定を結んでいるイオンやアルプラザ、マツモトからも食糧の供給をいただいたので、そのような対応はしていきたいと思うが、やはり基本的には、自助という面からいくと、まずは、避難場所は提供させていただくが、できれば1食分ぐらいは持ってきていただきたいと思っている。

<竹田委員>

やはりそのような啓発が非常に大事になってくると思うが、避難する我々、市民もそのような認識をもって避難すべきである。

それと、避難勧告・指示が出ても、ほとんどの方が避難されないという現状があるが、実際にこれからいろんな災害がある中で、多くの方が避難された場合の受け入れ体制というのが、今のままで本当にいいのかなと思う。

その辺を、一定、シミュレーションされたマニュアル的なものはあるのか。

<自治防災課長>

指摘のとおりであるが、先ほど申しあげた職員体制についても、現在、台風などで、通過するまでの間というような体制を組んでいるが、今回、初めて長期にわたる避難所の開設なり、災害の復旧をさせていただいたので、その辺も含めて検討していきたいと考えている。

また、今回、7月豪雨の場合であれば、縦貫道、国道9号、JRが全て止まってしまい、流通も止まってしまったということで、マツモトやイオン等で食糧を確保しようとしても物が無いという状況であった。ただ、仕出屋さんみたいなところでは、お米さえあればおにぎりが握れるということで、急遽おにぎりを握っていただいて、避難者に提供いただいたということもあった。

<竹田委員>

停電がほぼ1日となると、携帯の充電も切れてラジオ頼みになってしまう。

情報が入ってこない場合、車のエンジンをかけて、そこで充電をしているという方を多く見かけた。やはり情報の広報的な部分が、手だてとして少し弱いように思うが、今、現状としてどのような手だてがあるのか。

<自治防災課長>

今回、大規模な停電があったが、竹田委員に指摘いただいた特設公衆電話は、停電でも使えるが、安否確認ということで、双方向でなしに、こちらから電話はできて向こうからはかかってこないということもある。

あと、停電についての対応についても、関電と今後、十分協議をしていきたいと思っている。情報については、やはり停電になれば無線が頼みになるので、もう少し無線運用の訓練を実施していきたいと思っている。

<竹田委員>

情報ということでは、主にファックスでのやりとりが多いと思うが、今回、ファックスが使えないということで、各町要員が十分にあの資機材を使いこなせるように訓練をしていただきたい。

<自治防災課長>

各町要員に対して、マニュアルを含めて、使い方を十分勉強させていきたいと思っており、今後、研修会も開いていきたい。

<小松委員>

自治体との相互応援協定について、セーフコミュニティ認証自治体との協定ということだが、どのような内容か。

<自治防災課長>

セーフコミュニティ認証自治体の10自治体と協定を結んでいる。災害が起こった時に、食糧を派遣するとか、あと、セーフコミュニティということで、防災に限ったことでなしに、安全・安心の取り組み等についても、併せて協定を結んでいる。

考え方によれば、大丹波連携の場合であれば、近隣になるので、被害を受けるときは一緒に受けてしまう。ただ、セーフコミュニティ認証自治体については、全国にまたがっているので、いざ何かあったときには、物資や人の派遣について、今回も当該自治体からは連絡をいただいたところである。

<田中委員>

共同備蓄については、やはりおかずになるような缶詰とか、そういったものが必要ではないかと思う。

また、避難所に水が入ったというのは、一般質問で申し上げたが、それ以外に地震に関して、避難所に指定されているところは全て耐震の確認はされているのか。

<自治防災課長>

避難所については、耐震で、地震では使えない部分とか、水害では使えない部分というのは、確認している。

また、備蓄品については、府との共同備蓄分以外に必要なものがあれば、また拡充・充実は図っていきたいと思っている。

<田中委員>

今回、連続する災害で、職員の皆さんは大変だということも、お互い共通認識だと思う。

自治防災課の所管と離れるが、農地災害の査定では、2週間ほど職員がそちらにとられて、一般業務ができないような状況があると聞いており、コンサルも取り合いになって、十分に間に合わないということで、技術職員の増員が必要だと思うので要望しておく。

また、北海道の地震でも、避難所でのトイレが大きな問題になっており、新聞

等でも報道されていたが、苫小牧からコンテナ型のトイレが派遣されたりしていた。お金との相談になるが、そういうものもやはり備えていく必要があるのと思うので、要望しておく。

(質疑終了)

《個人評価》

【個人評価結果】

〔必要性〕	○5人	△0人	×0人
〔妥当性〕	○5人	△0人	×0人
〔効率性〕	○5人	△0人	×0人
〔費用対効果〕	○5人	△0人	×0人
〔成果〕	○5人	△0人	×0人

《委員間討議》

- 〔必要性〕
- 〔妥当性〕
- 〔効率性〕
- 〔費用対効果〕
- 〔成果〕

＜福井委員＞

各委員の評価は全部「○」であり、当然にこの事業に対する評価は「○」であると思う。

このあと、分科会としての評価がどうなるかわからないが、私は「拡充」と考えており、より効率的に、より多くの経費をうまく使えるように考えた中で、進めていってほしいということだけが意見である。

《分科会評価》

＜福井委員＞

私は今申し上げた意見を付して、「拡充」である。

＜小松委員＞

この事業は事務事業評価に当たらないかもしれないが、より市民の安心・安全に努めていただきたいという意味で、「拡充」とさせていただく。

＜田中委員＞

「拡充」である。

＜竹田委員＞

私も「拡充」である。

今回の災害を教訓とし、また新たなシミュレーションをしていただいた中で、「拡充」していただきたい。

＜三上副委員長＞

私も「拡充」で願います。より効果的になるような、専門的な知識や技能、それを人であるのか、技術であるのか、いろんな形で市に取り入れていただきたいと思う。

＜奥野委員長＞

皆さん「拡充」ということで、分科会としての評価は「拡充」とさせていただ

く。

— 全員了 —

<奥野委員長>

分科会の評価に附帯する意見はどうか。

<小松委員>

「拡充」ではあるが、やはり通常の災害ではない災害が起こり得るので、分散備蓄ということをお願いしたい。また、一応、消防分団もあるが、もっと自主防災会がしっかり取り組まなければならないということもあるので、そういったところの資機材整備の支援をお願いしたい。

<三上副委員長>

意見は、先ほど申し上げたとおりである。

<奥野委員長>

それでは、分散備蓄や、より充実した予算執行ということで意見とさせていただきます。

ここで、理事者の皆さんから意見があれば、お願いする。

《理事者意見》

<総務部長>

高い評価をいただき、お礼申し上げます。

今年度は、非常に大規模な災害を被災し、これまで亀岡市が遭遇したことのないような災害対策であったと思う。そういう意味では、先ほど指摘いただいた大規模災害を教訓にしたマニュアルの整備とか、また無線の運用の訓練であるとか、また、各町要員への情報収集、そして自助へのPRということもいただいていた。

これまでは、被害があればすぐに、避難所で何かをすべきだというふうなこと、これは少人数であったから、また短期間であったからできたことであり、これが長期化し、また大人数であれば、本当に今の現状のままでは難しいというのは、はっきりと理解はできたところである。そういう意味では、市民へのPRというのは、非常に大事になってくると改めて認識したところである。

今後においては、地域防災計画の見直しも含めて、各町要員も含めた災害対策本部体制の見直しとか、備蓄品の計画的な整備、また分散備蓄という話もいただいた。そういったことも総合的に検討する中で、自主防災会・自治会との連携を一層図りながら、防災体制の充実、災害に強いまちづくりを進めていきたいと思っている。

11 : 43

(総務部 退室)

(休憩)

11 : 43 ~ 13 : 00

(再開)

(3) 学びを支える教育推進経費（小学校費、中学校費）

(教育部 入室)

13:00

【教育部】

教育部長 あいさつ

学校教育課長 説明

13:05

《質疑》

＜竹田委員＞

各学校からの要望により支援員を配置したということだが、この予算は初めから一定、枠を決めた中での振り分けだったのか。それとも各学校からの要望に応じた予算だったのか。

＜学校教育課長＞

一定予算はあるが、学校の要望なり、あるいは支援を必要とする生徒の度合い、人数等について学校と調整し、基本的には学校の要望を聞いて支援員を配置している。

＜竹田委員＞

支援学級から中学校の普通学級にかわられる方が何人かおられると思うが、その辺の現状はどうか。

＜学校教育課長＞

申し訳ないが、今、その状況については把握していない。

＜竹田委員＞

特に発達障害の子どもをお持ちの保護者は、支援学級で勉強すれば高学年には一定落ち着き、普通学級にかわれるだろうと思われているが、中学校になって普通学級に入られるケースを、私も何件か知っている。

そうした時に、非常に手助けなり、お手伝いしてもらえるのがこの支援員であるということを知っている。この支援員制度ができたときには、支援学級に入っている子どもたちだけに対象が限定されていたと思うが、その後、拡大していただいている。普通学級にかわるという希望の声を聞くが、特に中学校に多くそのような声が出てくるとか、そういった傾向はあるのか。

＜教育部次長＞

今、指摘いただいたように、中学校での特別支援教育支援員のニーズというもの、たびたび聞いている。それに応じて、別院中学校以外の7つの中学校に対して、全部で10人ぐらいの支援員を配置している。中学校は教科の担任制であるので、授業の時間が空いている先生との連携のもとで、支援が必要な生徒に対して、支援・サポートをしているという状況はある。

＜竹田委員＞

支援員は教員免許を有する方、経験のある方ということだが、現状はどのようなになっているのか。

＜学校教育課長＞

元教員であったり、教員免許を持っておられる方がほとんどである。

＜竹田委員＞

支援員は、あくまでも学校での子どもの支援ということで、保護者との関わり

は余りないように聞いているが、現状はどうか。

<教育部次長>

子どもたちへの支援が仕事の中心にはなっているが、学校に来られた保護者と話をされて、学校での状況を伝える機会がある場合もある。

<竹田委員>

相談の窓口は敷居が高く感じられたり、学校がこちらの思いをくみ取ってくれないという表現をされる保護者もおられるので、子どもの情報を共有しながら、相談も担っていただけるようなことが大事かなと思う。

また元に戻るが、小学校から中学校に上がったときの保護者のニーズを、学校に十二分に反映させていただき、後で後悔されることがないようにしていただきたい。教育委員会としては、直接保護者のニーズを把握するような努力はされているのか。

<教育部次長>

現状として、教育委員会が全ての保護者のニーズをくみ取れるような仕組みを作っているわけではないが、保護者から直接に、教育委員会に相談を受けたりすることも度々あるし、市としても、教育支援委員会という、特別支援教育にかかわる委員会を設置しているので、そちらの方で組織的に対応しているということである。

各学校においては、特別支援教育のコーディネーターの先生がおられて、その先生を中心にして、いろいろなところから聞いた話を集約して、小学校は小学校、そしてそれを中学校に対しても連携して引き継ぐというシステムを作っているので、より一層、いろんな幅を広げて声を聞いていただき、ニーズに合った教育ができるように考えていきたい。

<竹田委員>

やはり小学校から中学校に上がったときのギャップが、子どもにとっては大きいと聞いているので、その辺を十二分に把握していただき、その子どもに合った支援が十二分に中学校にいけるように、小中の連携を今以上にさせていただくように要望しておく。

<小松委員>

基本的なことだが、支援員の人数については、国からの基準はあるのか。

<学校教育課長>

特段、国からの基準等はない。学校との調整で決めている。

<小松委員>

次に、成果の中で、支援員と担任等が連携して充実を図ることができたということだが、支援員と担任との役割分担というのは、具体的にどのような状況なのか。

<教育部次長>

まず、担任は基本的にその授業1時間、1時間の流れをつくりながら授業を進めていくということになっている。支援員は、その流れの中で、なかなかそれにうまくついていけなかったり、あるいはちょっと遅れがちになるような子どもに対して、個別に対応するというスタイルである。教室の中に、担任以外に支援員が入って、授業が1時間スムーズに進むような役割を支援員は担っている。

<三上副委員長>

全体の時間と単価はわかるが、週何日、何時間といった勤務の状況は、学校によって違うのかもしれないが、どうか。

<学校教育課長>

これは先ほど申し上げたように、支援の度合いや人数等によって、学校との調整で変わってくる。大体20時間を目安にしているが、25時間、20時間、15時間、あるいは10時間、5時間というようなことで、学校の状況に合わせて調整し、配置している。

<三上副委員長>

20時間というのは週20時間という意味か。

<学校教育課長>

そのとおりである。

<三上副委員長>

業務内容として、特別支援学級があつたり、通常の学級があつたりするが、その入り方も、それぞれ学校によって、再利用で活用されているということではなかったか。

<教育部次長>

指摘のとおりである。

<三上副委員長>

関連して聞くが、学校への教職員の定数配置基準の基礎となる学級数に、全ての亀岡市の特別支援学級は1としてカウントされているのか。

例えば、教職員の定数配置基準で言うと、京都の場合は国基準より1名少ない。普通学級で6学級あれば6人となる。1年から6年まで1クラスずつで6人であれば、6人の教職員しか配置されない。国基準であれば、そこにもう1人フリーの先生が入ることになる。7学級になれば、8人が配置される。つまり学級担任プラス1人、フリーの先生ができるようになっている。その7学級目に、例えば6学級普通学級があつて、もう1学級、特別支援学級があつたら、それは7学級として全部カウントされるのか。

<教育部次長>

特別支援学級全てのクラスは、それぞれが1学級ずつということで全てカウントされている。その上で算定基準に基づいて教員の配置がされているということである。

<三上副委員長>

それが、なかなか1としてカウントしないような地域もあるが、亀岡市の場合はそうではなく、プラス必要に応じて、いわゆる単費でやっているという認識でよいか。

<教育部次長>

今、言われたように、全ての学級を1としてカウントした上での教員の配置基準があり、その上に特別支援教育支援員が別途配置されているという、そういう仕組みになっている。

<福井委員>

成果のところに書いていただいているが、支援員を配置することで具体的にどういうことがあつたのか、どういふふうによくなるのかといったようなことがあれば、紹介いただきたい。

<教育部次長>

日常的に、全ての割り振られた時間を忙しく支援をしていただいている。あらゆる場面で活躍していただいております、学校の方も本当に感謝をしているが、例えて言えば、45分間の小学校の授業でも、どうしてもじっとしているのが時間的にもたないという子どもがやはりいる。つついいうろろしてしまったりする子どもも中にはいる。そうすると、担任1人で授業をしている場合であれば、その子に対する注意と全体への学習指導を並行して行わなければならないので、流れがとまったり、あるいはほかの子どもたちをちょっと置いたままにして、その子に対応するということが起こったりする。支援員がいていただくことにより、その子が例えばうろろして教室を出ていったりする場合でも、そちらについていっていただいて、廊下で、例えば少しの時間クールダウンをさせて、そこからまた一緒に教室の中に入ってきて、その後、集中して時間を過ごすことができるというように、個別の対応ということでは、本当に大きな役割を果たしていただいている。いるのといないのとでは大違いであるということである。また、別の例で言うと、例えば体育館に行ったり、音楽室に行ったり、図工の部屋に行ったり、いろいろな特別教室の授業もあるが、そこでなかなか次にどう動いたらいいかわからないという、そういう中学生も、入学して間もない時期にはあったりする。そこをうまくフォローしていただいて、次の活動場所に行ったり、あるいは体育の場合で言うと、着がえをさせるのに補助をしていただいたりというようなことで、非常に大きな役割を果たしていただいているという例がある。

<三上副委員長>

先ほどの質問に関わって、もうひとつ踏み込んで聞きたいことがあった。これは亀岡市の責任ではないが、いろんなところで聞くのは、特別支援学級の1はカウントするが、正規職員で対応せず、定数内講師だとか常勤講師で対応しているというようなことである。つまり、そういうところにも講師として教員経験者を雇わなくてはいけないので、支援員の人材確保について、毎年苦労はされていないのか、聞かせいただきたい。

<教育部次長>

特別支援学級の担当に常勤の講師を充てるという決まりは特にないので、そこに本来の教諭を充てるということも当然あるし、また定数というか、数によっては、そこに講師が当たるという場合もなくはない。

特別支援教育支援員のほうの人材確保ということについては、正直言って、なかなか苦労しているのは事実である。潤沢に人がおられるわけではなく、いろんなつてを頼ってお願いしているというのが実態である。

<三上副委員長>

やはり苦労されているのではないかなというのは、少し心配をしていた。先ほど言った例は、府にもっと要望を上げていきたいと思っている。特殊学級のところを常勤講師ではなくて、やっぱりベテランの正規の方を充てるのが当然だが、府からおりてくるのがそういう形でしかおりてこない場合が、往々にしてある。全部が正規じゃなくて、定数内講師の枠が1個あるとか、亀岡でも恐らくあるのかもしれないと思ったのだが、そうすると、そこにも大事な役職であるので、その人材を亀岡市として、あるいは南丹教育局として探さなければならないので、そういう思いで聞いた。やはり探すのは苦労されているということに理解した。

<小松委員>

先ほど、国基準というのではなくて、学校の要望等に応じて配置しているということであった。それが足りているかどうか、私にはわからないが、実際、他の地域と比べて亀岡は充実しているとか、少し不足しているとかいうようなことについて、何か参考になるような数字はあるのか。

<学校教育課長>

他市の人数等の状況については、把握していない。

<福井委員>

先ほど、成果の具体例も示していただいたが、教育委員会としては、学校のニーズに沿って支援員を配置し、効果が上がったということである。それを信用するしかないが、先ほどの具体例を聞くと、例えば、今までは担任の先生が出て行った子についていかなければならなかったが、それがいかなくてもよくなったということであり、それはいいことであると思う。いいことだからこそ、例えば、ずっと学習している子どもたちの学力が上がったとか、不登校が減ったとか、そういう成果が目に見えたら、非常にわかりやすいのだが、そこが見えない。これは責めているのではないが、私としては、どう判断していいのか、非常に困っている。何か有効な一言はないか。

<学校教育課長>

今、言われたように、子どもの学力が上がったとかいう部分はないが、この発達障害ということについては、以前と比べて、保護者の方にも認知されてきており、皆さん、いろいろなことに詳しくなられてきている。いろんな相談をされて、以前であれば見過ごされていた部分も、手厚くなってきて、様々な発達検査も行われるようになってきている。

そういう中で、過去3年間を見ても、通常級で学校に通う子どもの人数も、年々増えてきているし、また、特別支援学級にいる子どもの人数も、年々小・中学校合わせて増えてきている。そういう部分では、特別支援学校に入るよりも、やはり通常級において、みんなと一緒に学ばせたいという保護者のニーズが表れてきており、市民のニーズ、子どものニーズを満たしていく上で、この特別支援学級の支援員は欠かせないと考えており、これからも充実していきたいと考えている。

(質疑終了)

《個人評価》

【個人評価結果】

〔必要性〕	○5人	△0人	×0人
〔妥当性〕	○5人	△0人	×0人
〔効率性〕	○5人	△0人	×0人
〔費用対効果〕	○4人	△1人	×0人
〔成果〕	○4人	△1人	×0人

《委員間討議》

〔費用対効果〕

〔成果〕

<福井委員>

費用対効果、成果を「△」にさせてもらった。必要性、妥当性、効率性は全て「○」にさせていただいたように、事業を否定するものではないが、これで全てよしということではないと思う。コストに比して費用対効果が高いかは、正直私はわからないので「△」にさせてもらった。

また、十分成果が表れているかということについても、説明をいただいたので、一定理解はするが、もっと成果が表れる方法があるのかもしれないということで、現状では、私はそれぐらいの理解しかできていないので、「△」にさせていただいた。

《分科会評価》

<田中委員>

私は、「拡充」である。

<竹田委員>

私も、「拡充」である。

今、成果についての話もあったが、そこについては、やはり端的に表れるものでなく、5年先、10年先に表れてくるものなのかもしれない。

成果の目安というのは、難しいところもあるが、実際に表れていると思うので、「拡充」である。

<福井委員>

私は、「現状維持」である。

<小松委員>

先ほどの説明にもあったように、対象となる児童・生徒はこれからも増えていくと思うので、今行っている対策・手段だけでなく、違う方法も考えていかなければならない時代が来ると思う。より拡充してもらいたいということで「拡充」でお願いします。

<三上副委員長>

私も「拡充」だが、これは決算なので、もっとお金を増やせという意味ではなく、事業として更に充実させていただきたいということである。やはり国が、これだけニーズがあって、大事なところにお金をつけないことが問題であり、国や府に対して働きかけをして、市がこれだけ負担しなくてもいいようにしていくというのが本質だということは、申し添えておきたい。

<奥野委員長>

「拡充」が4名、「現状維持」が1名ということで、分科会の評価結果としては、「拡充」とさせていただく。

— 全員了 —

<福井委員>

委員の皆さんにお聞きしたい。

この事業は市の単費で実施しているので、「拡充」ということになれば予算を上げるという話になるが、そうであっても、皆さんは「拡充」と言われるのであれば、それはそれでいいかなと思う。私はまだ全て理解ができなかったので継続の評価とした。副委員長が言われたようなことで、「拡充」ということであれば理解ができるのだが、その辺りについて、皆さんの意見をお聞きしたい。

<竹田委員>

私は、予算・決算の部分はあると思うが、必要なニーズから生まれてくるものであり、状況をしっかり把握していただきたい。必要のないところ、要望のないところもあるのであり、その年度の子どもたちの状況によって変わってくるものだと思う。

<奥野委員長>

今、福井委員が言われたように、市の単費として扱っていくことと、国に費用負担を求めていくということの考えはどうか。

<教育部長>

地方交付税の基準財政需要額の中に財源として措置されており、国・府の補助金にはなっていないが、一定の額は地方交付税として算入され、市の方に入っているということである。

<福井委員>

私はそういう認識がなかったので、単費の話をしたが、この事業に対する交付税措置の状況はどうか。

<教育部長>

この制度が今から約10年前にできているが、その当時であれば、1人当たり約120万円が交付税として算定されていると認識している。

<田中委員>

その1人当たりというのは、先生1人当たりなのか、児童・生徒1人当たりなのか。

<教育部長>

雇用する教師の数である。

<奥野委員長>

他になければ、ここで理事者からの意見を求める。

<教育部長>

特別支援教育については、近年、ニーズが増えており、教育支援委員会を中心に情報共有を図りながら進めているところである。

今、意見をいただいたとおり、子どもたちの成長過程に応じた支援の仕方、また保護者の悩み・ニーズに対応できる支援、また学校のニーズにできる限り応えていけるような人材確保に努める中で、事業実施に努めていきたいと思っている。

費用対効果の検証についても、まだ十分でない部分もあるので、事務局でも考えていきたいと思っている。

併せて、財源確保がより明確になるよう、これまでから国・府にも要望しているが、引き続き要望していきたいと考えている。

13:40

(教育部 退室)

(休憩)

13:40～13:50

(再開)

(4) 学校運営経費（中学校費）

<選択制デリバリー弁当導入経費>

(教育部 入室)

13:50～

【教育部】

教育部長 あいさつ

学校教育課長 説明

13:55

《質疑》

<福井委員>

事務事業評価資料の目的のところ、子どもたちに栄養バランスの取れた食生活を考える機会を提供するとあるが、そのような特別の機会の提供があるのか。

<学校教育課長>

授業としては、食育や家庭科、保健体育で行っていただいている。また、クラブによっては運動するにあたって、栄養の話もしていただいている。

デリバリー弁当の導入にあたっては、平成28年に全中学校の2年生、その保護者、教職員にアンケートを取ったところ、弁当を持ってきてない時に、コンビニのおにぎりなどを買う生徒が結構多くいる状況であった。育ち盛りの生徒が、クラブ活動や体育等がある中で、そのような簡単なものを食べるよりは、しっかりとした食事をとっていただくということが、今回、デリバリー弁当の導入の1つの目的であり、メニューにカロリー数等を表示して、生徒に考える機会を持ってもらったり、周知を行っている。

<福井委員>

弁当予約システムの導入について、今後、デリバリー弁当を他の学校に広げていこうとすれば、さらに経費は増加するのか。

<学校教育課長>

当該システムについては、一度導入したので、仮に学校数が増えても経費が大きく増えることはない。

<福井委員>

コストのところ、配膳室設置工事が167万円となっているが、各学校で平均これぐらいかかるという理解でよいか。

<学校教育課長>

今回、167万7千円であったが、詳徳中学校の場合は旧購買部の適当な場所があり、そこにシャッターも付いていてカウンターもあったということで、余り手を入れずに済んだということがあった。他の学校では、そういう場所がないところもあるので、大体1校当たり平均で200万円ぐらいでいけるのではないかと試算している。

<三上副委員長>

基本的なことを聞くが、この前の分科会でも答弁があり、給食センターのキャパが8千食と聞いているが、8千食ちょうどぐらいということではよかったですか。

<学校給食センター所長>

能力としては、今、委員が指摘されたとおり8千食ではあるが、給食数は、現在、小学校、教職員等含めて5300食となっている。中学校は約2600食

であるが、ただ、中学生は成長過程で小学生と比べると体も大きくなってきているので、小学生の1.3倍の換算率の計算が必要になってくる。そうすると、食数としては約3400食となり、これに現在の小学校の5300食を合わせると、約8700食となり、能力の8千食は超える計算となる。

<三上副委員長>

去年の5月1日の現勢調査では、小学校の児童が4717人、教職員が342人、中学校の生徒が2299人、教職員が191人、義務教育学校の児童・生徒が253人、教職員が28人となっている。合計すると7830人だが、まだプラスアルファが何かあるのか。

<学校給食センター所長>

切り上げて、7900食という数字を申し上げた。

<三上副委員長>

小学校だけで言うと、4717人プラス342人で、あと義務教育学校分を合わせるとどのような数字になるのか、もう1回聞きたい。

<学校教育課長>

平成29年5月1日の学校基本調査では、小学校と川東学園の前期課程を足した数字が4877人であり、これに教職員が約400人弱という数になっている。

<三上副委員長>

それを合計した数字が食数ということになるのか。

<学校教育課長>

そのとおりである。

<三上副委員長>

ということは、何食分になっているのか。

<学校教育課長>

5269食ほどで、約5300食分になるかと思う。

<福井委員>

半年間運用いただき、成果としては記載のとおり上げていただいている。アンケートの結果も見せていただいているので、この選択制デリバリーの導入については、平均喫食率がまだ低いとか、いろいろなことはあるが、目的の欄に書いてある内容だとか、お弁当を持ってきてない子どもへの対応とか、そのようなことに対する1つの寄与としては、一定、評価し、理解しているつもりである。

今後の方向性についても、他の学校への導入拡大を検討すると書いていただいている。この事業をある一定評価する中で、それが市内に広がっていくということについては、決してやぶさかではないが、いろんな費用も必要となるし、費用対効果を考えたときに、現状、平均喫食率3.26%で、いろんなところで視察にも行かせてもらってきたが、それと比べても非常に低い状況である。半年間、といっても今は9月であるので、1年間運用して、どのようなことを考えておられるのか聞かせていただきたい。

<学校教育課長>

3.26%だけ聞くと、一般的には低いと思われるが、京都府下で宇治市と京田辺市が先行して実施されており、そこを視察させていただき、いろいろと参考にさせていただいた。そこでは、喫食率が0.7%とか0.8%というよう

な状況であり、そういうことも頭に置きながら、私たちも何とか学校に呼びかけたり、子どもに興味や関心を持ってもらえるように、いろいろ工夫をしながらやってきて、他市のように1%を切るというようなことはなく、アンケートをとった中でも、ある程度肯定的な意見も多かったので、少し安心しているところである。ただ、他府県ではもっと高いところもあるので、今後はさらに、今回の試行結果を踏まえて、より多くの生徒にとってもらえるような形で、工夫をしてやっていきたいと考えている。

<田中委員>

学校給食センターの管理費のところでも聞いたが、この給食センターの目的のところ、学校給食の意義なりが書かれているが、これについては中学校給食についても同様であるのか。

<教育部長>

そのときにも申し上げたように、意義については小学校・中学校とも、給食については同じである。

<田中委員>

そうであれば、デリバリー弁当がこの目的なり意義を必要十分に満たしているのかという点ではどうか。

<教育部長>

デリバリー弁当については、学校給食の本来の形から言うと、少しそこまではまだいかなないのかなと思っているが、今の亀岡市の現状を考えると、この試行結果を踏まえて、今後については、今の形を拡大していきたいと、基本的には考えている。

<田中委員>

ちょっと言葉を返すようだが、今のままでは十分に満たしているとは考えていないと言われるが、拡大をしていけば、満たされるのか。

<教育部長>

食に関する正しい理解、認識、判断力、そうしたものを養うことが学校給食の本来の目的であり、これについては、今後も引き続き考えていかなければならないと思っている。ただ、亀岡市の現状を考えると、今の形で拡大をしていく中で、生徒、保護者、教職員の意見を聞きながら、今後については考えていきたいと思っている。

<田中委員>

本来、教育委員会としては、学校給食のあるべき姿をどのように思っているのか。それを基準にして、デリバリー弁当を考えなければいけないと思うが、どうか。

<教育部長>

保護者の方からは、早期に学校給食という形で実施してほしいという声がある一方で、生徒のほうからは、学校給食でない弁当の形がよいという声が大変多い中での、デリバリー弁当の試行実施ということになっている。そうした給食への生徒の思い、また保護者の思い、そうしたものを確かめながら、今後は進めていきたいと思っている。

<田中委員>

このデリバリー弁当がされて、今まで弁当を持って来られない生徒がいたとかいう話も先ほど出たが、例えば、デリバリー弁当になっても、金銭的な理由で

それを買うことができない生徒は、全くいないのか。

<教育部長>

デリバリー弁当の価格の部分でのアンケートも実施しているが、それについては、小学校では現在、自己負担が250円となっているので、もう少し安ければという意見は、アンケートの中から伺えるところである。

<田中委員>

今は詳徳中学校だけなので対象人数は少ないが、金銭的な理由で弁当を買えないという人は1人もいないのか。

<教育部長>

そこまでは、今のところ把握はできていない。

<福井委員>

デリバリー弁当導入には私も賛成しているので、今、試行で行っていただいていることについては、一定理解している。

もともと亀岡市は、ほっかほか心ということで、お弁当のほうがよいと言われていた。しかし、一方で、先日の一般質問に対する答弁にもあったように、中学校給食導入率は全国平均で9割というような状況がある。私が一番ひっかかるのは、このデリバリー弁当は試行であり、成果が上がれば広げていったらよいと思うが、これを広げてしまったら、もう給食にはならないのではないかということである。デリバリー弁当については、給食の目的がどうかという問題はあるが、それだけの理由と明確な効果があれば、それはそれでよいと思う。ほっかほか心のお弁当と学校給食の両極端の間をいっているわけであり、試行した結果が、これでいきましょうということであれば、全校でやったらよい。しかし、今の時点では、喫食率は他市よりも高いのかもしれないが、現実に充足しているのかという話になってしまったら、もうやめて弁当に戻したらどうか。必ず弁当に戻せと言っているのではないし、もう少し試行はされてもいいと思うが、お金がかかることでもあるので、しっかりと検証した上で、全校に広げるのであれば広げていただきたい。

<教育部長>

試行を実施してからのアンケートによれば、生徒の場合では、デリバリー弁当がよいという割合が、去年は12%弱だったものが20%程度にまで上がってきている。また、保護者については、当初、デリバリー弁当がよいという人が14%だったものが23%以上に上がって、実績としては、ある程度、実施してよかったという部分が見られるので、もう少し拡大していきたいというのが教育委員会の考え方である。

<三上副委員長>

部長は先ほどから亀岡の現状という言葉は何回も使われているが、詳しく教えていただきたい。保護者は給食を求めているが、生徒は弁当の方がよいという意識動向だけのことなのか。

<教育部長>

全体的に学校給食を広げていくにあたっては、学校の中に配膳室等の整備が必要となるし、先ほどから議論になっている給食センターが現状では対応できないということであれば、建替えるというような形にもなるし、そういう部分も含めて、今、亀岡市においては、様々な教育課題を抱えている中で、中学校給食については、完全給食という形には実施しづらいというのが現状である。

<三上副委員長>

つまり、気持ちはあるが、お金がないというのが大きな現状だということか。

<教育部長>

財源確保というの、大きな課題の1つであると認識している。

<三上副委員長>

我々も視察で学校給食を見に行き、大規模調理場をやめて自校給食にしているようなところも見てきた。全国の9割の中学校が完全給食の形でされており、全国では当たり前となっているが、話を聞くと、コストはものすごくかかるとのことであった。しかし、なぜやるのかと言ったら、それは法律に基づいているということ、それしかない。先ほどから給食の意義を言われたが、学校給食法の中に、義務教育学校では学校給食を行うものとするという条文がある。その法令に基づいてやっているという答えしか返ってこないが、その法令に基づいてやらなくてもいいぐらいの、亀岡の現状ということで、そんなことで本当にいいのか。

<教育部長>

法令では、給食の実施が図れるように努めることとして、努力義務になっているので、必ずしもそこに踏み込むという法律的な位置づけにはなっていないというふうに認識している。

<三上副委員長>

先ほど、宇治市の喫食率が1%に満たない状況で、それに比べると亀岡市は非常にいいんだということであったが、宇治市のその後の動向は、つかんでおられるのか。

<学校教育課長>

宇治市については、現在、検討委員会を立ち上げられたということで聞いている。

<三上副委員長>

2019年度に、中学校給食実施に向けた検討委員会を立ち上げるというのは、京都新聞にも出ていたが、そういうことの認識か。

<学校教育課長>

そのとおりである。

どういう形になるかわからないが、2019年には答申をいただくということで聞いている。

(質疑終了)

《個人評価》

【個人評価結果】

〔必要性〕	○1人	△2人	×2人
〔妥当性〕	○2人	△1人	×2人
〔効率性〕	○1人	△2人	×2人
〔費用対効果〕	○0人	△2人	×3人
〔成果〕	○0人	△2人	×3人

《委員間討議》

〔必要性〕

<田中委員>

やはり、学校給食法等に基づき、あるいは学校給食センターの意義なり、目的に沿ってやるべきだということから、「×」にした。

<福井委員>

市民ニーズを捉えていただいているとは思っているが、事業の目的に照らして事業の必要性が本当にあるかどうかと言われると「△」である。

[妥当性]

<田中委員>

妥当性から成果までは、同じ理由で「×」である。

<三上副委員長>

昨今、京都府下の例を見ても、相楽の広域連合組合では、小・中学校の給食を無償化にするという動きになっているし、久御山町や八幡市も完全給食に移行している。給食は教育の一環として、昼食提供ではなくて、給食としてかかわるべきだと思っているので、「×」とさせていただいた。

<小松委員>

妥当性だけが判断しにくかったのだが、市が当然やるべき事業なのかということについては、100%これはやるべきではないと考えるので、そういう意味で「○」ではなくて「△」とさせていただいた。

[効率性]

<福井委員>

デリバリー弁当に限れば、詳徳中学校だけで試行を行っているので、当然、仕方がない部分もあるのかもしれないが、もう少し効率は上げていただかないと事業にはならないだろうということである。

<小松委員>

同じ意見である。

[費用対効果]

[成果]

<小松委員>

費用対効果については、平均喫食率が3.26%ということで、宇治市とかよりは高いかもしれないが、これが本当にニーズに即して実施され、それに対しての費用もちゃんと回収できているのかということを見ると、それは全く無理だということの結論で、費用対効果、成果は「×」とさせていただいた。

<福井委員>

十分成果が表れているかという問いに対しては、現時点では表れていないと思っているが、試行期間でもあり、平成30年度もこれを試行しているので、十分効果が表れる可能性もあるかもしれないので「△」である。

<竹田委員>

費用対効果、成果の両方とも「△」とさせていただいたが、デリバリー弁当という枠の中で見ると、費用対効果が高いかと言えば普通であり、あくまでもこの事業を実施するにあたっての費用対効果はあるだろうという判断である。

成果については、栄養のバランスという目的から言えば、多分、子どもたちが持ってきている弁当は、好きなものしか入っていないので、栄養価は偏っており足りていないと思う。そういう面では、デリバリー弁当は十分に栄養管理をされているので、家庭の弁当よりも一段上の目的には合致しているが、本来の

目的にはつながっていないということで、「△」とさせていただいた。

<三上副委員長>

委員間の討議であるので、もう少しだけ言わせていただきたい。

確かに、まだ半年の試行であるので、本来の事務事業評価になじむのかどうかということもあるが、今後の方向性のかかった大きな問題である。

今回、委員会の論点でも、本格導入をどう考えているのかとか、学校給食そのものについての基本的な考え方はというようなことも論点に上げさせてもらっているので、そういう点で言うと、今後どのように考えておられるのかということが、我々の大きな判断材料の1つになると思う。この決算として、半年の実績だけで物事を考えればいいということでもないように思う。もう少しいろいろな方向性を持って、教育委員会としては、やはり学校給食が努力義務とされていることでもあるので、努力はしていただきたい。それが、どうもそういう形ではないような形でいっているのではないかと思っている。

具体的には、義務教育学校では施設のにも大丈夫なので、後期のいわゆる中学生の部分で、ランチルームで一緒に給食をすとか、保護者の合意を得てからのことにはなるが、やはりいろんな道を探っていくべきではないかなというふうに思っている。

また、給食センターの調理器具にしても、やがて更新をしていくときに、そのキャパをぎりぎり最大限上げるような、効率的なものを入れていくとか、中学生は別メニューではなくて、小学生と同じメニューでやっているところが、他の地方公共団体でも多いと思うので、その辺の研究も含めて、大いに理想というか、本来あるべき姿に近づけるように努力していただきたいという思いも持っている。

<福井委員>

先ほど、竹田委員が言われたことは正確な観点だと思う。学校運営経費の中の選択制デリバリー弁当導入経費についての事務事業評価を行っているので、そういう意味では、この半年間なり今年も踏まえた中で、ある程度の成果が上がれば、当然、それを広げていくということにもつながってくると思うので、竹田委員が言われた観点は、まさに的を射ていると思っている。

ただ、例えば全校に広がった後で、給食をもう1回やり直すという議論になるぐらいであれば、少し立ちどまって考えてみたらどうかということで、そういう観点でいくと、非常に悩むところである。

しかし、この事務事業評価については、先ほど私は「×」はつけていないので、そういう意味では、妥当かなと自分では思っている。

《分科会評価》

<福井委員>

「見直しの上継続」とする。

平成30年度も試行期間が継続しているという見方をしており、その上で、食生活を考える機会を提供するという事業目的がある中で、やはりこのデリバリー弁当を導入した意義、それは単に利便性だけの問題ではないと思うが、その部分を今後、学校を通じてでも見直ししていただきたい。その中で、この喫食率の3.26%が、別に数字にこだわるわけではないが、事業を実施している

以上は、せめてもう少しは上がってほしいと思うし、中学生の皆さんにとって、有意義な選択制デリバリー弁当だということを見せてほしいという意味で、「見直しの上継続」である。

<小松委員>

私は結論からいうと、「休止」とさせていただく。

今、試行期間中であり、今年度も継続して事業が続いているので、どのように評価したらいいのか、少しわかりにくかったのだが、実際、宇治市などでも、喫食率が低いということであり、そこが今、検討委員会を開いているということである。そういったところで、やはり問題を抱えている部分があるので、私は、一度この事業を止めて、先ほど三上委員が言われていたように、いろいろな方法を考える機会を持ったらどうかと思う。1年間やってみて、それなりの結論も出たと思うので、それを無理やり広げていくというのではなく、もう一度立ちどまって見直す方がいいということで、これは「休止」すべきという結論である。

<竹田委員>

私は「現状維持」とさせていただく。

やはりデリバリー弁当という手法をとっているので、喫食率はどうなのかというところもある。年間では約1800食が、弁当やコンビニのところからデリバリーへ代わっており、子どもたちの食生活の安全性は、よりよくなっている現状があるので、もう少し増やす工夫をしていただき、現状維持の中で続けていただきたい。今のままだも、もう少し様子を見てもいいのかなというふうに判断をした。

<田中委員>

先ほども申し上げたが、やはり本来のあるべき学校給食にすべきだという点から、「その他」とさせていただく。「その他」というのは、本来であればデリバリー弁当をストップして、学校給食にということだが、給食法に基づく学校給食にはすぐに切りかえられないので、その間に、今のデリバリー弁当が必要な人もあるので、継続しながら、本来の姿に切りかえてほしいというのが「その他」の理由である。

<三上副委員長>

同じようなことだが、私はこの事業そのものはやはり「休止」ということで、すぐに明日から休止になるわけではないが、評価としては「休止」である。今後のことについては、田中委員なり、福井委員が一旦立ちどまってと言われていたし、小松委員が言われていたような形で、いろんな形で模索をしていただきたいと思っている。評価としては「休止」とさせていただく。

<奥野委員長>

評価が分かれたが、どのようにさせていただいたらよいか。

<竹田委員>

先ほど福井委員も言われたように、これはあくまでも学校運営経費の中の事務事業評価というところに集中すべきであり、そもそも論にかえると、そのところがぼけてしまうように思う。

<福井委員>

田中委員の評価は「その他」だが、多分、その奥には給食にきなさいというのが当然あると思っている。私もその思いがあるので、全校に広げてしまうのは

どうかというためらいがある。そうしたことから評価は、「見直しの上継続」とさせていただいた。田中委員が言われたように、継続しながら給食にする方法を考えるということであれば、「見直しの上継続」か「現状維持」ではないのか。

<小松委員>

評価の仕方がわからないということもあるが、今、事業が継続しているので、来年度に向けての「休止」という考えであれば、それでいいと思う。今、「休止」というのは、どういうふうに判断して「休止」と言ったらよいのか。私はとりあえず1回止めてみて、もう1回考え直す機会としてほしいということで、来年度は1回止めてもらいたいということである。やはり給食の大事さ、大切さということは常に置いておかなければいけないと思う。

<三上副委員長>

評価としては、これではない方法でいいのではないかと、止めるべきではないのかという意味である。実際の事業がどう動いていくかというのは、これから判断してもらわなくてはいけないが、竹田委員が言われたようなこともあるし、もちろん効果もあったとは思っている。今回、委員会としての論点である、今後の目指すべき方向や、本格導入に向けた考え方はという点では、一般質問において、教育長がこれを全校に広げていきたいと言われたので、それは違うのではないかという思いがある。法律はあるけれども、亀岡の現状を優先するというのであれば、それも違うのではないかという思いがある。学校給食についての基本的な考え方はという論点で言えば、素直に立ちどまって、一旦やめて、ちゃんと正しい道を探りましょうということになるのではないかと思ったので、評価としては「休止」とさせていただいた。

<奥野委員長>

この議論について、理事者の考えはどうか。

<教育部長>

いろいろと意見をいただき、お礼を申し上げます。

このデリバリー弁当の導入にあたっては、弁当づくりというのが、やはり保護者の負担になっているという部分があり、早期に給食を実施してほしいという声がある一方で、子どもたちは家庭の弁当がよいという意見が大半を占めており、そういったことからデリバリー弁当を実施したところであるが、喫食率を上げていくということは、非常に厳しい状況にあると思っている。

しかし、弁当を持って来られない家庭の場合には、これで一定、安心できるという声も聞いている。そうした試行結果を踏まえ、これまで議会の一般質問においても、できる限り課題を整理する中で、早期に拡大ができればというような形の答弁をさせていただいたところである。これを拡大していくにあたっては、引き続き、給食のあり方については、教育委員会でも検討を続け、考えていくことの必要性は十分認識している。

現状では大変厳しい評価をいただいているが、試行結果とアンケート結果を踏まえる中で、この選択制デリバリー弁当については、他校にも拡大していければと、基本的にはそのような考え方である。

<奥野委員長>

今、理事者の考えを聞いたが、再度、委員の評価をお聞きしたい。

<福井委員>

皆さんの議論を踏まえ、こだわって申し訳ないが、田中委員は継続しながら給食に向かえという意見を言われた。そういうことであれば休止をする理由が、私にはわからない。今、現状として試行実施しているので、試行実施を詳徳中学校でされるというのは、別に継続でいいのではないか。休止というのは、来年度の予算をつけるなという意味だと思うが、現状では十分な効果も上がったというふうには見えないので、もう少し継続をしていただきたいと思うし、何度も言うが、竹田委員が言われ、部長も答弁していたように、救えている部分もあるので、継続していただきたい。拡大とは言っていない。まずは継続してもらおうという話で落ち着ければうれしい。

<学校教育課長>

いろいろと意見いただき、お礼申し上げます。

特に成果、費用対効果等でいろいろと意見をいただいたが、確かに喫食率は3.26%であり、数字だけ見れば低いし、1日10.9件ということで、大体11食となっている。この11食というのは、常に毎日11人が利用しているということではない。詳徳中学校では約300人の生徒がいるが、予約システムについては無料であり、まず登録していただくということをお願いしている。メニューにもそのように書いて啓発している。そういった中で、300人のうちで、一応113人が予約システムに登録していただいております、その113人が、例えば週に1回の子もあれば、月に数回の子もある、年に数回の子もある。しかし、その百何人の子が1年間使っているという意味では、3.26というパーセンテージは低いが、113人が何らかの形で年に数回、あるいは月に1回、月に2、3回ということ使っているという部分で、特に今回のアンケート結果でも、保護者の中では、共働きなので、毎朝弁当をつくるのが大変であり、また急な用事や体調不良で弁当をつくれないうときがあるという、その二つの原因が、このデリバリー弁当を頼むときの原因となっていることから、その部分では、保護者にとっては、弁当を作ってやれないという、ふびんさの部分もカバーできているのではないかと思います。3.26%あるいは1日10.9件という部分だけをとれば、確かに私たちも、それを伸ばしていく努力はしなければならぬと思うが、その裏にある、110何人が登録して使っているということも、また考慮していただきたいと思う。

<三上副委員長>

今の説明で少し質問させていただきたいが、その10.9件の中に、教職員はどの程度入っているのか。

<学校教育課長>

教職員については、10.9件のうち数食である。教職員を除いたら、生徒だけで10.2件である。教職員は0.7件ということになる。

<奥野委員長>

評価が分かれているので、ここで暫時休憩する。

14:55

(休憩)

14:55～15:05

(再開)

《分科会評価》

＜奥野委員長＞

休憩前に引き続き、会議を再開する。

委員会として評価について、再度、意見を伺う。

＜小松委員＞

評価の仕方が少しわかりにくく、先ほど「休止」ということを申し上げたが、このデリバリー弁当については、一旦立ちどまって見直すべきだという持論は変わらないが、休止という極端な考えではなくて、「見直しの上継続」ということで、見直しという言葉が強く伝えられるのであれば、それでよいと考える。

＜奥野委員長＞

「その他」の評価をされた田中委員の、継続しながら見直すということをもう少し説明願う。

＜田中委員＞

少し表現が悪かったが、継続しながらというよりも、やはり本来あるべき学校給食を目指すことを前提にして、継続という意味である。

＜三上副委員長＞

意見のまとめりどころとしては、今の田中委員が述べたような方向で合意がとれるのであれば、本来あるべき姿を模索していくことを前提にした継続というような表現で、「休止」から「その他」に変更して、今の意見にまとめたいと思う。

＜奥野委員長＞

先ほどの「見直しの上継続」という評価では、根底には給食の本来の姿を求めていくが、このデリバリー弁当は評価されているところもあるということからすると、「見直しの上継続」ということであり、副委員長の「その他」も、継続しながら見直しということである。その辺りはどうか。

＜三上副委員長＞

田中委員も私も「その他」ということで、本来あるべき姿を目指すことを前提に、現状維持していくということである。「現状維持」という意見の方や、「見直しの上継続」という方も、同じようにそういった形でまとめられないかと思うが、どうか。

＜奥野委員長＞

ということは、「見直しの上継続」ということでよいか。

＜三上副委員長＞

そういう文言で「その他」の評価としたい。なぜ「その他」ではだめなのか。

＜事務局次長＞

評価の現状としては、「現状維持」の方が1人、「見直しの上継続」の方が2人、「その他」ということで、学校給食の本来あるべき姿に向かっていくことを前提にして継続という意見の方が2人、となっている。

＜竹田委員＞

委員長の決するところにしていただいてはどうか。

＜三上副委員長＞

現状維持の方も、本来的にはこういうものを求めたいという点では、同じような意見だったと思うので、まとめられるのであれば、先ほど田中委員が言ったようなところでまとめられないかなと思う。それがそうならないのであれば、

委員長決裁でもよいが、そののところをもう一度諮っていただきたいと思う。

<福井委員>

提案だが、「見直しの上継続」の評価をさせていただいて、意見・改善点に、今言われた給食制度というものを前提として、担保するという言い方はおかしいが、将来に見越した上で継続されるよう、一言を加えるということではダメか。

<田中委員>

文言は後で少し考えなければならないが、そういう趣旨であれば結構である。

<奥野委員長>

それでは、委員会の評価は「見直しの上継続」として、本来の給食の姿を目指していくということも考えながら、当面、デリバリー弁当は試行していくということによいか。

— 全員了 —

<奥野委員長>

ここで、理事者から意見があれば、伺う。

<教育部長>

いろいろとご意見をいただき、お礼申し上げます。

本来の中学校給食については、今後とも保護者・生徒等の意見を聞きながら、引き続き検討していきたいと思っている。

今回のデリバリー弁当については、子どもたちの食生活を考える機会の提供や保護者負担の軽減を図れるよう導入した事業である。現在、試行として実施しているが、この試行の状況をもう少し深める中で、今後の対応を考えていきたいと思っている。基本的には、この成果の部分の踏まえる中で、できれば中学校については拡大をしていきたいという意向を、教育委員会としては持っているところである。

<事務局次長>

評価に係る附帯の意見について、再度確認をさせていただきたい。福井委員から言っていた意見は、「学校給食の達成を目指した上で、事業を継続されたい」というようなことであったと思うが、その文言でよかったか、もう少し微妙にニュアンスが違うのかどうか、明確にさせていただきたいと思う。

<奥野委員長>

附帯の意見について、今、事務局がまとめた文言でよかったか。

<福井委員>

少し訂正いただきたい。

「学校給食の完全実施を視野に置いた上で、デリバリー弁当事業の見直し、継続をすること」で願いたい。

<奥野委員長>

他の委員から意見があれば伺う。

<田中委員>

「視野」を「前提」に変えていただきたい。

<事務局次長>

文言について、もう一度最終確認をしていただきたい。今、私のほうで控えているのは、学校給食の完全実施を前提にした上で、事業を継続されたいということによかったか。

<福井委員>

ちょっと後半が違う。

「学校給食の完全実施を前提にした上で」はそれでいいが、事業名入れて、「デリバリー弁当事業の見直し継続をすること」とされたい。

それが入ってないと意味がない。

<奥野委員長>

もう一度、事務局。

<事務局次長>

「学校給食の完全実施を前提にした上で、デリバリー弁当事業の見直し継続を
図られたい」ということでよいかどうか確認いただきたい。

<奥野委員長>

ただ今の文言でよいか。

— 全員了 —

15 : 23

(教育部 退室)

(休憩)

15 : 23 ~ 15 : 40

(再開)

4 討論～採決

《委員間討議》

<小松委員>

教育委員会の点検・評価報告書の中で、学力に課題があるということが指摘されているが、そのことについて質問した際、部長の答弁の最後のところで、家庭にも問題があるという趣旨の発言があり、非常に残念であった。その時に、しっかりと言い返すべきだったのだが、家庭に問題があるということで、何か人ごとのように発言されていた。学校の責任はどうなのかということで、もっと学校が学力向上に対して、しっかりと取り組んでいただきたいし、予算を見ている、例年とそんなに変わらない予算であり、真剣に考えているのかと思う。学力を伸ばすことは、子どもたちにとって、悪い面はないと思う。決して、勉強、勉強ということで追い詰めるような、例えば学力テストの対策でしっかりやれというようなことは、一切言っていない。本当の学力をつけさせるための勉強なりを、教育研究所でしっかりと取り組んでいただきたいし、それがどうしても、各学校の先生に任せている部分があるので、そこを何とか教育委員会はしっかりと取り組んでいただきたいと思う。

<三上副委員長>

小松委員の言われた中身について、私も同じような思いを持った。

部長の答弁の最後で、家庭の責任だ、学力はそれによって決まるんだ的な感じになっていたのは、少し残念だったというのは同感である。全般に努力はされているが、人の配置も含めて、やはり全体のニーズに合った教育への支出というのは、これからも求められるべきところであると思った。

また、生涯教育の関係で、曖昧にしている生涯学習の経費がたくさんあると感じている。例えば、ヒューマンフェスタとゆう・あいフォーラムの位置づけと

か、やはりいろんな補助金が出ているということもあるとは思いますが、もう少し効率よくコンパクトに整理統合していくことについて、機構改革も含めてあるのかなということ、すごく感じた。

<福井委員>

今、三上委員が言われたが、私も社会教育のところで質疑を行い、社会教育と生涯学習とのすみ分けはどのようになっているのかを聞いた場面があった。なかなか一気に解決できないものであると思うが、生涯学習部や教育委員会に様々な経費が措置されており、今後、スクラップ・アンド・ビルドということで、しっかり精査をしていかなければならないということ、思った次第である。

<竹田委員>

今、三上委員、福井委員も言われたようなことで、私も少し感じるころはあるが、確かに見た目は同じような事業が、一つの場所で同時にやられているということはあるが、それぞれの事業の成り立ちというのは、やはりしっかりと押さえる必要がある。構成団体が違ったり、その歴史的なものがあって、たまたま同じ場所で実施すれば効果的だろうということもあったりするので、議会として判断していく場合は、そこをしっかりと検証する中で、根拠となるものが必要であると思う。

<福井委員>

先ほどの給食問題に関して、皆さんに聞かせていただきたい。

デリバリー弁当についての議論は、もう終わったので止めるが、やはり中学校給食は行く行くは導入しなければならないだろうと私は思っているが、そこまでは要らないということ、思っておられる方があったら、その辺りのことを教えていただきたい。

<小松委員>

私は、もちろん給食のよさというのも理解しているつもりだが、その反面、弁当というものに対する必要性もあると思っている。従って、全部が全部給食にするという考えではなくて、そういう何か選択ができるようなものがあれば一番いいと思う。そういうことから、完全に弁当じゃなくて、全員給食ということに対しては、少し抵抗がある。

<田中委員>

先ほど、福井委員が最終的にはと言われたが、私はもうそんなにいつまでもということではなしに、できるだけ早くやるということが大事だと思っている。

<竹田委員>

私は、給食には反対ではないので、福井委員が言われたように、中学校給食は必要だという立場であり、社会的教育ということもそこには入ってくる。特に、子どもたちの体の育ちの部分については、バランスのとれたもの、いいだろうと思っている。子どもたちにアンケートをとって、家の弁当がいいというのは、嫌いなものが入っていないからだと思う。それがよいか悪いかは別として、嫌いなものも世の中にはあるという社会的教育というのか、人と同じものを食べるというのもいいだろうという思いはずっと持っている。

小松委員が言われたように、弁当も選択肢だということだが、今、すごく心配なのは、夏場の異常な高温である。弁当の場合は1人、2人、お腹をこわしても、別々のものを食べているので、集団で出ないのでわからない、そういう怖さがある。デリバリー弁当にしても、それを認めるのであれば、保管場所等の

環境整備をしていく必要があると思っている。

また、今後、給食ということで、キャパを超えるのであれば、2つに分けてリスクを分散したらよい。1カ所で作らないで違う場所で作ったら配達も速い。そんな感じは将来的にぼやっと思っており、そういったことも、今後、委員会の中の一つの大きな課題になるのかなといった思いは持っている。

《討論》

＜田中委員＞

幾つかある中で、端的に一つだけ言っておきたいと思うが、文化センターの運営経費で、今日の議論の中でも、これまで議会から指摘をしていた事項が未解決というのか、まだこれからの部分もあるということであり、それでは市民の信頼も失うし、きっちりとやっていかなければいけないことがやれていないということで、決算認定には反対したい。明日の全体会で、ほかの分科会のことも含めて、項目的には討論させていただきたいと思っており、本会議では詳細に述べたいと思っている。

そういうことであるので、決算認定には反対であり、認定できない。

＜福井委員＞

分科会を通して、予算立てに対する執行状況としては、概ね良とさせていただきたいと思うが、指摘等はしていかなければいけないと思っている。

決算認定については良という立場で、賛成討論とさせていただく。

＜竹田委員＞

賛成の立場で討論をさせていただく。

今、福井委員が言われたように、概ね良としているが、やはり今の給食の問題、そして文化センターの問題ということで、少しそこには意見をつけなければいけないのかなと思っている。その辺はまた明日になると思うが、一応賛成とさせていただく。

《採決》

＜奥野委員長＞

賛成者は挙手を願う。

第 6号議案	(一般会計決算認定)	挙手多数	認定
		(反対：三上副委員長、田中委員)	
第 14号議案	(曾我部山林会計決算認定)	挙手全員	認定
第 18号議案			
～第 47号議案	(各財産区会計決算認定)	挙手全員	認定

5 指摘要望事項

＜福井委員＞

先ほどの自由討議の中から、文化センター運営経費と学校給食の部分、生涯学習や社会教育等の事業精査の部分で、3点ほど全体会へもって上がっていただきたい。

<三上副委員長>

事務事業評価結果の報告と指摘要望との兼ね合い、整合性みたいなものはどのようになっているのか。

<事務局次長>

今、三上副委員長から言っていた点については、事務事業評価では評価結果と併せて附帯の意見をつけているので、基本的には、決算分科会の委員長報告の中の指摘要望事項ということでは、本来は挙げないこととしているが、特にそれでもなお、指摘要望事項として挙げていくということであれば、それは可能と考えている。

<三上副委員長>

今、事務局から整理のとおりであるので、皆さんもそれに応じて、指摘要望があれば、意見を出していただきたい。

<小松委員>

できれば、学力向上に対しての取り組みを挙げていただければありがたい。

<奥野委員長>

先ほどの学力向上の件で、家庭に問題があるという内容か。

<田中委員>

その発言を取り上げるのか。

<小松委員>

教育委員会の部長の見解が残念だったというのは別として、学力向上に対して、もう少し学校の教師だけに求めるのではなくて、教育研究所等で真剣に力を入れてほしいということである。教育委員会の点検・評価報告書の中で、外部からも指摘されており、平成29年度の決算でもそういう成果が表れていなかったということで、それに対してもう少し真剣に取り組んでほしいということである。

<奥野委員長>

教員任せということでなしに、教育委員会においても学力向上に取り組んでほしいということか。

<小松委員>

平成29年度の決算として、学力向上にも取り組んでいただいたのだが、その取り組みに対して、外部の委員からもう少ししっかりと取り組みという評価が下されたということであり、そういう外部からの評価がある以上、議会からもその点については指摘したいということである。

<福井委員>

私もそれを指摘事項に挙げればよいと思う。言われている意味は、要は教育委員会としても学校任せにせず、しっかりとプランを立てて、学力向上に取り組めということであると思うので、指摘してもらったら結構だと思う。

<三上副委員長>

私は反対をしたので、指摘要望事項をあんまり論じられないと思うが、正副委員長で整理しなさいということであれば、学力向上というふうにしてしまうと、非常に狭い意味合いになるので、例えば学力向上を始め、教育効果、例えば教室の環境で、今回エアコンを導入して、それは評価されるところだが、今後もやはり実施設計したものをできるだけ早くやっていくというような環境を整えることも、教育効果を上げる1つの方法であり、そういう意味では、その学

力向上を始めという言葉を入れてもよいが、そのような教育効果を高めるための諸事業の施策をもっと図りたいというような、もう少し広げた言い方で整理をした方がよいと思うが、どうか。

<小松委員>

もちろんそうだと思うし、学力向上というのは、正直言うといろいろな評価がある。学力向上と言うと、何か勉強ばかりできたらいいんじゃないかという考えの人も出てくるので、そうではなくて、やはり広い意味で生きる力を求めて、ふるさと力も含めて、いろんな部分で、やはり子どもたちの生きる力につながってくる。そういったところの学力であり、今、三上副委員長が言われたようなところも含めてでいいと思う。

<福井委員>

私が言ったことを入れてもらっていたのかもしれないが、それは取り下げる。

<事務局次長>

今、小松委員と三上副委員長のほうでまとめていただいた学力向上の件の文言について、学力向上を始め、教育効果を高めるための諸事業ということをおっしゃられたが、具体的な文言については、この場で確認いただくか、後で調整させていただきたい。

<田中委員>

施策のほうがいいのではないか。

<事務局次長>

諸施策を進められたいということでしょうか。

あと、福井委員がおっしゃられた、生涯学習等の経費については取り下げられるということだが、学校給食のことについても指摘要望として挙げていくということであればその項目と文言について、もう一度確認していただければありがたい。

<福井委員>

事務事業評価の報告として挙がるということなので、それは特に結構である。

<事務局次長>

決算分科会としての委員長報告の中の指摘要望について、今挙げていただいているのは、学力向上を始めとした教育環境を高めるための諸施策の推進といったことであるが、それだけでよかったか確認を願う。

<奥野委員長>

今、事務局からあったように、学力向上を始めとした教育環境を高めるための諸施策の推進については、委員長報告の中に挙げることにし、あとはなしということでしょうか。

— 全員了 —

<奥野委員長>

この後の文言整理については、正副委員長に一任願う。

6 その他

<奥野委員長>

それでは、本日はこれまでとする。

明日は午前10時から再開し、委員長報告等の確認を行う。

